

公安委員会定例会議(第18回)の開催状況

第1 日 時 令和6年7月10日(水)
午後2時07分 ～ 午後4時05分

第2 出席者 五葉委員長、佐伯委員、小野委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、昭和44年11月5日、京都地方裁判所において決定された逮捕手続きと違法性の限度に関する判例についてお話しします。

事件概要は、被疑者Xが、10月29日午後8時55分頃、A方において恐喝未遂を起こし、Aが110番通報している間に逃走したというものです。同日午後9時5分頃、司法巡査3名がA方に到着し、Aから犯人の着衣、風体などの特徴を聴取した上で現場付近を検索していたところ、約10分後の午後9時15分頃、A方の東方約20メートルの路上で犯人の人相に酷似した風体のXを発見しました。直ちに職務質問したところ、Xは犯行を否認しましたが、同巡査らが現場にAを同行して対面させたところ、「Xに間違いはない」との供述を得たことから、Xを現行犯逮捕したものです。

問題は、現行犯逮捕が有効かどうかです。現行犯逮捕というのは、被疑者が現に特定の犯罪を行い、または現にそれを行い終わった者であることが、逮捕の現場における客観的・外部的状況等から、逮捕者自身においても直接明白に覚知し得る状態であることが必要です。本件の場合、逮捕者はXの犯行を目撃しておらず、また、逮捕時にXが犯罪に供した凶器等を所持し、その身体、被服などに犯罪の証拠を残していたわけでもなく、Aの供述によって初めてXを犯人と認めたに過ぎません。事後的救済として、直ちに緊急逮捕状を請求し裁判官の司法審査を受けるべきであったにもかかわらず、その手続きをとることなく漫然と逮捕を継続したことは、重大な違法があると言わざるを得ません。その後になされた勾留請求の裁判は、逮捕前置主義の観点で違法逮捕に対する司法的抑制を行っていくことが期待されていますので、本件の如き違法な逮捕手続きに引き続く勾留請求を受けた裁判官とすれば、仮にXに勾留の実体的要件が具備され、将来同一事実に基づく再度の逮捕や勾留請求が予想される場合であっても、その時点において逮捕手続の違法を司法的に明確にするという意味において勾留請求を却下するのは当然と言えます。一般的に、後々再逮捕・勾留するため問題ないだろうという考えもあるようですが、この裁判官は手続きに厳格で、一旦勾留請求を取り下げた上で再逮捕、勾留手続きを取ることが適切であると決定したもので、その心情はよく理解できます。

以上のように、逮捕手続きが違法であれば、その後の勾留手続きも違法であるという点で重要な判例ですので、執務の参考としてください。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和6年第17回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 警察署協議会委員の委嘱及び委嘱状の交付

総務室から、警察署協議会委員の委嘱及び委嘱状の交付について伺いがあり了承した。

(3) 公安委員会宛て苦情の受理

総務室から、公安委員会宛て苦情の受理について伺いがあり了承した。

(4) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づく書類の提出

総務室から、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づく書類の提出について伺いがあり了承した。

(5) 犯罪被害者等早期援助団体からの定期提出書類の提出

総務室から、犯罪被害者等早期援助団体からの定期提出書類の提出について伺いがあり了承した。

(6) 暴力団員に対する再発防止命令に係る意見聴取の実施

刑事部から、暴力団員に対する再発防止命令に係る意見聴取の実施について伺いがあり了承した。

(7) 警察職員等の援助要求

警備部から、警察職員等の援助要求について伺いがあり了承した。

(8) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果、17件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 愛媛県警における暑熱対策の推進状況

警務部長から、愛媛県警における暑熱対策の推進状況について報告があった。

委員から、「近年は猛暑続きであるが、制服警察官は屋外で水分補給するなどの休憩を取りにくい雰囲気があると思う。しかし、適度な休憩は必要だと思うので、必要性を広報するなどして県民の理解を得られるように努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「最近の夏場の屋外での勤務は危険水域にあるといっても過言ではないくらい暑い。警察官が健康で意欲的に職務執行することが県民の安全・安心につながると思うので、実効性のある暑熱対策に取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「猛暑が続いており大変だと思うが、しっかりと各種警察活動をお願いしたい」との発言があった。

(2) 警察職員に対する安全運転指導の推進状況

警務部長から、警察職員に対する安全運転指導の推進状況について報告があった。

委員から、「警察職員の交通事故が増加傾向にあり懸念している。原

因を分析し安全運転指導を繰り返すなど、地道な取組により交通事故の減少に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「警察職員の交通事故は、組織としても残念だと思うが、事故を起こした本人が一番辛いと思う。交通事故を起こさない、また繰り返すことのないよう、今後も安全運転指導に粘り強く取り組み、交通事故の減少を図っていただきたい」との発言があった。

委員から、「警察学校の初任科生や若手職員は、年長者と比べると運転経験が少ないことから、安全運転の基本をしっかりと指導して交通事故防止を図っていただきたい」との発言があった。

(3) 水難・山岳遭難の発生状況（上半期）

生活安全部長から、水難・山岳遭難の発生状況について報告があった。

委員から、「石鎚山は鎖場もあり人気が高い山である。せっかく来たからという理由で、無理して鎖場や天狗岳に挑戦する方が一定数いると思うが、あきらめる勇気も必要だと思う。危険性についても認識できるように注意喚起いただきたい」との発言があった。

委員から、「中高年の遭難者が多いのは、体力を過信している可能性があると思う。山岳遭難を減らすためには、しっかりとした装備で登山計画書を提出するなど、登山する側の心がけが重要だと思うので、粘り強く広報し注意喚起いただきたい」との発言があった。

委員から、「山岳救助は厳しい任務であるが、関係機関と連携し、訓練等に取り組んで練度の向上を図っていただきたい」との発言があった。

(4) 新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業費補助金不正受給詐欺事件被疑者の逮捕

刑事部長から、新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業費補助金不正受給詐欺事件被疑者の逮捕について報告があった。

委員から、「徹底的に捜査をし、全容解明を図っていただきたい」との発言があった。

委員から、「闇に消える可能性のあった事件を緻密な捜査で発見し検挙までたどり着けたことは素晴らしい。引き続き捜査を徹底していただきたい」との発言があった。

委員から、「犯行動機を含めて追及し、事件の全容解明を図っていただきたい」との発言があった。

(5) 交通重大事故抑止 3 か月対策

交通部長から、交通重大事故抑止 3 か月対策について報告があった。

委員から、「最近は自動車の安全装置も向上している。こうした自動車メーカーの取組と並行して取締り等にも力を入れ、交通事故の減少に取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「交通重大事故が減少したのは、日頃の地道な取締りや安全対策が功を奏した結果だと思う。しかし、横断歩行中の高齢者が被害に遭う事故が発生していることは痛ましい。高齢になると自分が思うような速度で横断できないことがあるので、横断歩道で歩行者を見かけたら車は必ず停車する世の中となるように地道な取組を継続願いたい」との発言があった。

委員から、「横断歩道を手を上げて渡っている高齢者はまだ少ないのが現状である。高齢者に手上げ運動が普及すれば事故抑止の効果は高いと思うので、引き続き広報啓発等に努めていただきたい」との発言があった。

(6) 令和6年上半期における航空隊活動状況

警備部長から、令和6年上半期における航空隊活動状況について報告があった。

委員から、「ヘリコプターは点検整備に長時間要すると思うが、貴重な戦力なので、今後も効果的な運用をお願いしたい」との発言があった。

委員から、「体制に比して飛行回数が多く大変だと思うが、大規模災害の発生も想定され重要性は増しているので、安全確認に努めて今後も活躍いただきたい」との発言があった。

委員から、「ヘリコプターは燃料や整備費が高く、維持は大変だと思うが、上空から警戒できる能力は強みであり、貴重な存在なので、今後も航空隊の活躍に期待している」との発言があった。

(7) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

4 その他

なし

以 上